

(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例 (素案) パブリック・コメント実施要項

条例素案の名称	(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例
実施の目的	利用者の多い徳山駅の駅前広場と自由通路の利用に係るルール等を定めるに当たり、広く市民の皆さんのご意見をお聞きして条例の内容を検討するもの
担当部署	産業振興部中心市街地活性化推進課中心市街地活性化推進担当
条例素案及び関連資料	(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例 (素案) について
閲覧方法及び閲覧場所	(1) 市ホームページ (2) 産業振興部中心市街地活性化推進課 (本庁舎3階) (3) 情報公開・個人情報保護担当窓口 (本庁舎1階情報閲覧コーナー・各総合支所の情報公開窓口) (4) 各支所
閲覧できる時間	(2)～(4) 市役所開庁日の8時30分から17時15分まで
意見提出期間	令和3年12月1日(水)から令和4年1月4日(火)まで ※ 郵送の場合は、当日消印有効
意見提出先及び提出方法	(1) 産業振興部中心市街地活性化推進課への書面提出 (2) 郵送による送付 【送付先住所】〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 産業振興部 中心市街地活性化推進課 中心市街地活性化推進担当 (3) ファクスによる送付 【ファクス番号】0834-22-8357 (4) 電子メールによる提出 【メールアドレス】chushin@city.shunan.lg.jp ※ 電話での受付はいたしません。何らかの事情により文書での意見の提出が困難な場合は、お問い合わせください。
意見を提出できる方	(1) 周南市にお住まいの方 (2) 周南市内の事務所または事業所に勤務されている方 (3) 周南市内の学校に在学されている方 (4) 周南市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
意見を提出する際に	(1) 条例素案に対する意見

<p>必要となる記載事項</p>	<p>(2) 住所（法人その他の団体は所在地） (3) 氏名（法人その他の団体は名称及び代表者名） (4) 連絡先（電話番号、メールアドレス等） ※ 閲覧場所の窓口に意見書の様式をご用意しています。意見を提出する際に必要となる記載事項が確認できるものであれば、様式は自由です。</p>
<p>提出された意見及び市の考え方の公表方法</p>	<p>(1) 提出された意見を十分検討して、(仮称)周南市徳山駅前広場等条例（素案）の策定を行います。 (2) 提出された意見の概要及び市の考え方を公表します。 (3) 公表方法については、市ホームページ等で公表します。 (4) 公表時期は令和4年1月下旬以降を予定しています。 ※ 住所、氏名などの個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、公表しません。 ※ 意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。</p>
<p>委任</p>	<p>この要項に定めるもののほか、パブリック・コメントの実施に関して必要な事項については、市長が別に定めます。</p>
<p>実施時期</p>	<p>この要項は、令和3年12月1日から実施します。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 産業振興部 中心市街地活性化推進課 中心市街地活性化推進担当 電話 0834-22-8438 FAX 0834-22-8357</p>